

認可外保育施設指導監督の指針 及び認可外保育施設指導監督基準 に関する御意見の募集について

ベビーホテル等の認可外保育施設については、児童の安全確保等の観点から、指導監督を行っているところであり、今般、厚生労働省では、児童福祉法第59条に基づき都道府県、指定都市、中核市が行う認可外保育施設に関する指導監督が実情を踏まえてより効果的に行えるよう、これまでの指導基準等を見直し、実務処理上の手順・留意点として、「認可外保育施設指導監督の指針」及び「認可外保育施設指導監督基準」を策定することとしたので、別添のとおり、電子メール又は郵送にて広く一般から御意見を募集することとしたので公表する。

本指針及び指導監督基準については、御意見を取りまとめた上で、平成13年4月1日から施行することを予定している。

認可外保育施設指導監督の指針及び認可外保育施設指導監督基準
に関する御意見の募集について

平成13年1月31日
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

ベビーホテル等の認可外保育施設については、児童の安全確保等の観点から、指導監督を行っているところです。

今般、厚生労働省では、児童福祉法第59条に基づき都道府県、指定都市、中核市が行う認可外保育施設に関する指導監督が実情を踏まえてより効果的に行えるよう、これまでの指導基準等を見直し、実務処理上の手順・留意点として、別紙1及び2の「認可外保育施設指導監督の指針」及び「認可外保育施設指導監督基準」を策定し、平成13年4月1日から施行する予定です。

つきましては、本案に関して御意見のある場合には下記により提出して下さい。

なお、いただいた御意見に対して個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

記

1 募集期限

平成13年1月31日（水）から平成13年3月1日（木）（必着）

※ 1月31日（水）より前に下記提出先に提出しても届かない場合がありますので、御留意下さい。

2 提出方法

意見提出用紙の様式により、以下に掲げるいずれかの方法で提出して下さい。

○郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課あて

○電子メールの場合

電子メールアドレス：www-admin@mhlw.go.jp

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課あて

（ファイル形式はテキスト形式をお願いします）

[意見提出様式]

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課あて

「認可外保育施設指導監督の指針及び認可外保育施設指導監督基準（案）」
に対する意見

御氏名：

所属先：（会社名／部署名、学校名等）

御住所：

電話番号：

御意見：

※ なお、いただいた記載内容は、御住所、電話番号を除きすべて公開される可能性があることをご承知おき下さい。